

H 2 4 年 7 月 1 7 日

一般社団法人
日本測量機器工業会 GPS 部門会

電子基準点よりのグロナス衛星のデータ配信について

平成 24 年 7 月 13 日 14 時 国土交通省国土地理院より発表された表記に関しまして弊工業会
といたしましては下記のように現在対応予定でおりますので関係各位にご連絡申し上げます。

記

公共測量作業規程の準則第 37 条第 2 号ロにおいて「グロナス衛星を用いて観測する場合は、
同一機器メーカーの G N S S 測量機を使用すること。」と明記されております。
電子基準点のグロナスデータを用いて公共測量を実施する際は、電子基準点と同一メーカーの
GNSS 受信機を使用する場合はそのまま利用できます。電子基準点と異なるメーカーの GNSS 受
信機を利用する場合は準則 17 条第 1 項及び第 2 項の取扱いで、精度検証することにより利用で
きます。

現在 工業会 GPS 部門会（構成員：GNSS 測量機器メーカー）では電子基準点と異なるメーカ
の GNSS 受信機でグロナスデータを使用できるように精度検証を行うべく、その準備を進めて
いるところでございます。

精度検証作業の結果、準則に規定されている精度が確保されていることが国土地理院によって確
認されますと、準則 17 条申請時に必要な精度検証資料の提出が簡略化されることとなります。
電子基準点のメーカーと異なる GNSS 受信機でグロナスデータの利用を計画されている作業機関
のお客様には今暫くお待ちいただきたくお願い申し上げます。

尚 同一メーカーの受信機であれば準則第 37 条 2 号ロに該当いたします。

因みに電子基準点から配信されるデータは①GPS のみ ②GPS+グロナス ③GPS+グロナス+
準天頂衛星となります。

詳細は 国土地理院 HP を閲覧下さい。

<http://terras.gsi.go.jp/ja/index.html>

以上